

社会福祉法人川崎寿松会評議員選任・解任委員実費弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎寿松会の評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときに支給する金額について定める。

(支給額)

第2条 実費弁償額として、日当3,000円を支給する。

2 法人職員が兼務する場合、本規程は適用しない。

(支給方法)

第3条 出席実費弁償額については、当該日に通貨にて支給する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。